第三十二条の十二第一項の規定に基づく通知を行う場合における第十条の規定の適用については、同条第二項中「次の事項」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる事項」とする。

別表第一（第四条関係）

［削る］
［削る］
［削る］
一　石油給湯機
［削る］
［削る］
二　石油ふろがま
［削る］
［削る］
［削る］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第一（第四条関係）

一　半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
二　開放燃焼式ガス瞬間湯沸器
三　密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
四　石油給湯機
五　半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
六　密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
七　石油ふろがま
八　ビルトイン式電気食器洗機
九　密閉燃焼式石油温風暖房機
十　浴室用電気乾燥機

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条、第十二条、第十三条関係）

特定保守製品の区分	型式の区分 要素	型式の区分 区分	点検基準 点検項目	点検基準 点検内容
石油給湯機	共通の事項	—	燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。
			排気筒又は給排気筒の先端の設置状態	排気筒又は給排気筒の先端が屋外に出ていること。
			機器周辺又は排気筒若しくは給排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒若しくは給排気筒の先端の周辺に可燃物（建物その他の構造物は除く。）がないこと。
			機器と排気筒又は給排気筒の接続部の状態	(1)　機器と排気筒又は給排気筒が確実に接続されていること。 (2)　機器と排気筒又は給排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。
			対震自動消火装置の状態	対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。
			機器の燃料通路部	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。
			燃焼状態	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の燃焼に関する異常がないこと。
			機器の外観	(1)　機器本体に損傷がないこと。 (2)　差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。
	給湯の方式	(1)　二缶二水路式のもの	空だき防止装置の状態	浴槽に水を入れないで運転した場合、燃焼しないこと。
		(2)　その他のもの	—	—
	加熱形態による種類	(1)　瞬間形のもの	点火装置及び消火装置の状態	(1)　点火時に異常がないこと。 (2)　給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。
		(2)　その他のもの	—	—
	過熱防止装置	(1)　サーミスター式のもの	過熱防止装置の状態	サーミスターの抵抗値が温度に応じて適切に変動すること。
		(2)　バイメタル式のもの	過熱防止装置の状態	バイメタルスイッチの回路を遮断した場合、燃焼が停止すること。
	給排気の方法	(1)　強制給排気式のもの	給排気筒の状態	(1)　給排気筒が外れていないこと。 (2)　給排気筒の接続部のロックが外れていないこと。 (3)　給排気筒に変形又は損傷がないこと。 (4)　給排気筒の先端がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。
		(2)　屋外用開放式のもの	排気口の状態	排気口がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。